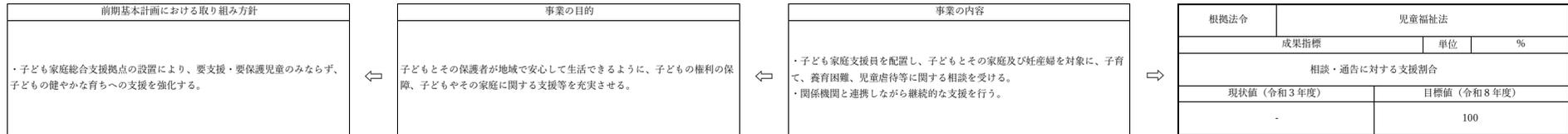


第4次久山町総合計画 前期基本計画対応 実施計画				分野		健康福祉		政策	安心な子育て環境をつくる		施策	④要支援・要保護児童への対応			
実施年度	令和	4	年度	予算科目	会計	款	項	目	新規	事業名			担当課	福祉課	
					1	3		2	1		子ども家庭総合支援拠点事業			山下友紀子	

1. 事業概要



2. 実施内容 (実績)

年度	令和4年度			令和5年度			令和6年度			令和7年度			令和8年度			
Plan (計画)	・子ども家庭総合支援拠点の周知を定期的に行う。 ・関係機関と虐待や相談受理事時の流れを共有する。			・子ども家庭総合支援拠点の周知を定期的に行う。 ・通告や相談受付時には、関係機関と連携し、対応を協議する。												
Do (実行)	・子ども家庭総合支援拠点のパンフレットを保護者・子ども向け各々作成し、配布を行った。またチラシを公共施設 (レスポアル、木子里、C&C) を設置し、広報でも周知した。 ・地域の民生委員・学校・幼稚園・保育園に説明・周知した。 ・久山町児童虐待初期対応マニュアルを作成し、初動対応の流れを整理し、町内の幼稚園・保育園、学校と共有した。															
活動実績	子ども家庭総合支援拠点 (相談窓口) 周知件数			子ども家庭総合支援拠点 (相談窓口) 周知件数												
	単位	目標値	実績値	単位	目標値	実績値	単位	目標値	実績値	単位	目標値	実績値	単位	目標値	実績値	
	回	5	4	回	5											
成果指標	相談・通告に対する支援割合			相談・通告に対する支援割合			相談・通告に対する支援割合			相談・通告に対する支援割合			相談・通告に対する支援割合			
	単位	目標値	実績値	単位	目標値	実績値	単位	目標値	実績値	単位	目標値	実績値	単位	目標値	実績値	
	%	100	100	%	100		%	100		%	100		%	100		
Check (評価)	B	幼稚園・保育園・学校・民生委員等に子ども家庭総合支援拠点の役割を説明し、連携を密に行うことで、様々な相談が寄せられ、支援が必要な子どもや家庭の把握をし、支援につながった。														
Action (改善)	子ども家庭総合支援拠点の役割は重要であると考え、要支援・要保護児童およびその家庭への支援が適切に出来るよう、今後も関係機関と連携していく必要がある。															
事業費	予算		決算		予算		決算		予算		決算		予算		決算	
直接事業費 (歳出)	960	(千円)	723	(千円)	822	(千円)	0	(千円)	0	(千円)	0	(千円)	0	(千円)	0	(千円)
事業費財源	960		723		822		0		0		0		0		0	
特定	480		219		411											
地方債	0		0		0											
一般	480		504		411											
人件費	2606.34		2606.34		2563.44		0		0		0		0		0	
人員数	0.33		0.33		0.33											
人件費単価	7.898		7.898		7.768				7.768		7.768		7.768		7.768	
事業費合計	3,566		3,329		3,385		0		0		0		0		0	
町民一人あたりの負担額	333.875	円	336.471	円	319.420	円	0.000	円	0.000	円	0.000	円	0.000	円	0.000	円

令和4年度事務事業評価シート

事業種号	事業名
健康福祉2-4-22	子ども家庭総合支援拠点事業

PLAN(計画)⇒DO(実施)については総合計画進捗管理課にて記載

CHECK(評価)

No.1

自己評価	評価者	山下友紀子	5	大	↑	小	↓	判定
1. 最も必要な事業か?								
新設のニーズがない、ニーズが増加傾向である。	4							A
緊急性が高く、即時に実施しなければならない。	4							
実施しなければ町民生活に及ぼす影響が大きい。	5							
日常生活や町のイメージアップの向上に寄与する。	5							
評価理由								
H28年の児童福祉法改正により、市区町村が子どもに身近な場所での子どもの支援を行うこととされている。地域の実情を把握している市町村が行うことが妥当である。								
2. 町が実施する必要があるか?								
町が実施主体となるのが法令等により定められている。	○							A
公権力行使、あるいは政策判断を伴い、民間等では実施できない。	5							
民間等や町、市で実施するよりも効果的である。	5							
民間等あるいは町や市で類似事業を実施していない。	5							
評価理由								
児童福祉法上、市町村に子ども家庭総合支援拠点を設置し、子どもとその家族の支援を行うこととなっている。地域の実情を把握している市町村が行うことが妥当である。								
3. 実施内容は適切か?								
①有効性								A
久山町総合計画基本計画の将来計画を実現するために有効な事業である。	5							
事業の手法・活動内容は適切である。事業の成果達成状況や進捗状況は期間である。	4							
評価理由								
初年度であったが、相談・通告件数は増増している。虐待通告の際の対応は手探りではあったが、流れを整理しマニュアル化し関係機関と共有することができた。								
②効率性								B
事業費に合わせた成果を上げている。	5							
外部委託等(指定管理者を含む)による効率化が図られている。実施方法の工夫により効果と維持しながらコスト削減を図っている。	4							
評価理由								
新たな要件要件が発生すると、関係機関と密に連携しながら専らに対応し、面が求めている48時間内の安否確認・対応方針の決定が出来る。発給対応は妥当でない。□								
③公平性・透明性								A
受益者負担について課題はない。(または、受益者負担を求めることが妥当でない。)	5							
事業費に占める一般財源の割合は妥当である。ホームページや広報を活用し、積極的に情報を公開している。	3							
評価理由								
事業性質上、受益者負担を求めることは妥当ではない。通告・相談窓口の住民への周知は今後の課題である。□								

今後の方向性	見直しの具体的な内容
<input type="checkbox"/> A重点化 <input checked="" type="checkbox"/> B現状維持 <input type="checkbox"/> C見直し <input type="checkbox"/> D廃止 <input type="checkbox"/> E完了	<input type="checkbox"/> 実施方法の工夫 <input type="checkbox"/> 事業の効率化 <input type="checkbox"/> 受益者負担の適正化 <input type="checkbox"/> 事業縮小 <input type="checkbox"/> その他

自己評価の理由(今後の方向性等について具体的に)

R64-児童福祉法が改正され、現在の子ども家庭総合支援拠点と子育て包括支援センターの機能を併せた、「子ども家庭センター」の設けが努力義務となる。今後はセンターの設置に向け、体制などを協議していく必要がある。

CHECK(評価)

No.2

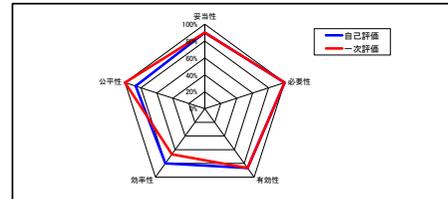
自己評価	評価者	今村 幸美	5	大	↑	小	↓	判定
1. 最も必要な事業か?								
新設のニーズがない、ニーズが増加傾向である。	4							A
緊急性が高く、即時に実施しなければならない。	4							
実施しなければ町民生活に及ぼす影響が大きい。	5							
日常生活や町のイメージアップの向上に寄与する。	5							
評価理由								
H28年の児童福祉法改正により、市区町村が子どもに身近な場所での子どもの支援を行うこととされている。地域の実情を把握している市町村が行うことが妥当である。								
2. 町が実施する必要があるか?								
町が実施主体となるのが法令等により定められている。	○							A
公権力行使、あるいは政策判断を伴い、民間等では実施できない。	5							
民間等や町、市で実施するよりも効果的である。	5							
民間等あるいは町や市で類似事業を実施していない。	5							
評価理由								
H28年の児童福祉法改正により、市区町村が子どもに身近な場所での子どもの支援を行うこととされている。地域の実情を把握している市町村が行うことが妥当である。								
3. 実施内容は適切か?								
①有効性								A
久山町総合計画基本計画の将来計画を実現するために有効な事業である。	5							
事業の手法・活動内容は適切である。事業の成果達成状況や進捗状況は期間である。	4							
評価理由								
初年度であったが、相談・通告件数は増増している。流れを整理しマニュアル化し関係機関と共有することができた。								
②効率性								B
事業費に合わせた成果を上げている。	4							
外部委託等(指定管理者を含む)による効率化が図られている。実施方法の工夫により効果と維持しながらコスト削減を図っている。	3							
評価理由								
新たな要件要件が発生すると、情報収集・記録などに時間を要するが、個人情報や迅速性を求めるため最優先で対応する必要がある。発給対応は適切。□								
③公平性・透明性								A
受益者負担について課題はない。(または、受益者負担を求めることが妥当でない。)	5							
事業費に占める一般財源の割合は妥当である。ホームページや広報を活用し、積極的に情報を公開している。	5							
評価理由								
事業性質上、受益者負担を求めることは妥当ではない。通告・相談窓口の住民への周知は今後の課題である。□								

今後の方向性	見直しの具体的な内容
<input type="checkbox"/> A重点化 <input checked="" type="checkbox"/> B現状維持 <input type="checkbox"/> C見直し <input type="checkbox"/> D廃止 <input type="checkbox"/> E完了	<input type="checkbox"/> 実施方法の工夫 <input type="checkbox"/> 事業の効率化 <input type="checkbox"/> 受益者負担の適正化 <input type="checkbox"/> 事業縮小 <input type="checkbox"/> その他

自己評価の理由(今後の方向性等について具体的に)

今後は関係機関との連携をより、事業を進めたい。
R64-児童福祉法が改正され、現在の子ども家庭総合支援拠点と子育て包括支援センターの機能を併せた、「子ども家庭センター」の設けが努力義務となる。今後はセンターの設置に向け、体制などを協議していく必要がある。

自己評価・一次評価の傾向



ACTION(評価・改善)

No.3

自己評価	一次評価の結果を踏まえ、実施体系の進捗状況と照らし合わせて評価を行う。
5 大 ↑ 小 ↓ 評価者 稲永 みき 二次評価 <input type="checkbox"/> A以上の点について、良好と評価し、コストを削減し、更なる事業推進を図る。 子どもの家庭総合支援拠点の役割は重要であると考え、要支援・要保護児童およびその家庭への支援が適切に出来るよう、今後も関係機関と連携していく必要がある。 <input type="checkbox"/> B計画どおり、現状のまま事業を継続する。 子ども家庭総合支援拠点の役割は重要であると考え、要支援・要保護児童およびその家庭への支援が適切に出来るよう、今後も関係機関と連携していく必要がある。 <input type="checkbox"/> C事業継続と判断するが、以下の課題を解決するための計画の見直しを行う。 <input type="checkbox"/> D事業廃止と判断し、外部評価委員会に諮ることとする。 <input type="checkbox"/> E事業の目的を達成し、事業終了と判断する。 <input type="checkbox"/> 一次評価は以下の点で問題がある又は判断されるため、一次評価の見直しを求める。	外部評価委員会 月 日 開催予定 一次評価をやり直し、月 日までに提出すること。 評価終了、外部評価へ

ACTION(評価・改善)

No.4

自己評価	一次評価、二次評価の結果を踏まえ、実施体系の進捗状況と照らし合わせて評価を行う。
5 大 ↑ 小 ↓ 評価者 町長 経営者評価 今後の方向性 <input type="checkbox"/> A重点化(計画どおり進んでおり、コストを削減し、更なる事業推進を図る) <input checked="" type="checkbox"/> B現状維持(計画どおり進んでおり、現状のまま事業を進める) <input type="checkbox"/> C見直し <input type="checkbox"/> D廃止 <input type="checkbox"/> E完了	見直しの具体的な内容 <input type="checkbox"/> 実施方法の工夫 <input type="checkbox"/> 事業の効率化 <input type="checkbox"/> 受益者負担の適正化 <input type="checkbox"/> 事業縮小 <input type="checkbox"/> その他 見直しの内容 ・周知媒体については検討の余地があると考えられる。(例えば電話相談の開設時期と、時間外の連絡先について、そもそも子ども家庭総合支援拠点事業という名前が表裏裏ならなかったため、発給等についてを周知する等) ・児童相談所に引き渡す案件が増えたという事は、そのまま経過観察となる家族が久山町に残っているという事。その家族を見守っていく体制として本拠点が必要な役割を果たす。その点からも、町民の方の人数が確認のめ検討して欲しい。 ・子ども家庭センターの設立に向け、周知方法を検討してもらいたい。LINEやHPで初期対応マニュアルを見える事ができると良いのではないかと、指標の一つとして、窓口の認知比率を把握する必要があるのではないかと。
今後の方向性 <input type="checkbox"/> A重点化(計画どおり進んでおり、コストを削減し、更なる事業推進を図る) <input checked="" type="checkbox"/> B現状維持(計画どおり進んでおり、現状のまま事業を進める) <input type="checkbox"/> C見直し <input type="checkbox"/> D廃止 <input type="checkbox"/> E完了	見直しの具体的な内容 <input type="checkbox"/> 実施方法の工夫 <input type="checkbox"/> 事業の効率化 <input type="checkbox"/> 受益者負担の適正化 <input type="checkbox"/> 事業縮小 <input type="checkbox"/> その他 見直しの内容 久山町は、子育て支援に携わる福祉課、健康課、教育課が、現在も十分に連携しながらそれぞれ別の事業を行っている。令和6年度から、子ども家庭センターを設立するに当たって、現在のように連携体制を取りながらセンターを設置する事で決定しているところである。 子ども向けに周知するというのは当初目的での試みではあったが、何かあったら相談できる体制があることと知ってもらうには繋がったと考えている。周知内容について、改善するべき点については改善していく。 本町の相談業務において、24時間体制を整備することは難しいため、夜間以外の相談窓口の周知もしっかり行っていい。
令和6年度予算要求事項(今後の取り組み) 令和6年度から子ども家庭センターを福祉課・健康課に設置する。令和5年度中に、こども家庭センターの業務を公開し、子育て世代だけでなく、広く住民にこども家庭センターを認知してもらい、住民が相談しやすい窓口としていく。 また、母子保健・児童福祉の双方のケース情報を一元管理していくため、これまでの相談内容や健診受診歴等が管理できるシステムを導入したい。これまで介入出来ない不登校児の把握、その家庭状況の把握など情報の収集に努めていく。	